国際法　第七回 １１・７

2007年11月5日
14:50

Copyright : Takumin

今回は国の領域と海洋法についてやる。

領域：領土・領水（＝領海＋内水）・領空（＝領水の上空）

領域主権

領域の得喪 ― 先占、添付、割譲、併合、時効、（征服）

先占：国の領有意思＋実効的な占有

領域の得喪には上のような要因がある。つまり、先占、添付、割譲、併合、事項、（制服）である。まず、先占であるが、先占とは無主地（これは、必ずしも人がいないというわけではないので注意）に対して、国の領有意思があることと、それに伴う実効的な占有によってなされるものである。割譲、併合については、これは二国間の条約によって行われるのもである。割譲は国の領土の一部、併合は国の領土の全部を以上するものである。制服は武力によって他国を併合することであるが、これは禁止されていることである。
領域とはいえ、領域使用の管理責任というのがある。これは自国の領域を使うに当たって他国に損害を与えてはいけないということである。これは国際慣習法として確立している。
また、他には国際公域というものがある。この領域は、どこの国も領有権を主張できない領域である。例えば、南極・宇宙・深海底・公海がある。

国境紛争

時際法：領域の取得については、取得したと主張する当時に有効であった国際法を基礎として評価する。現在有効な実定法は遡及しない。

決定的期日（critical date、基準日）：領土紛争の解決にあたり、紛争発生日といった時点を基準日にして、それ以降の事実を考慮に入れないとするもの。国の主権的行為であっても基準日以降に行われたものについては証拠能力を否定。

＊ブルキナ・ファソ＝マリ国境紛争事件（1986 年 12 月 22 日、ICJ）

uti possidetis 原則

この事件は、マリはその当時フランスの植民地であったが、マリと国境を接する国であるブルキナ・ファソと宗主国のフランスはお互いに条約を結んで国境を決めた。しかし、その後、マリはフランスから独立を果たした。その時に、植民地時代に決められた国境条約は有効なのかという問題が発生した。そこで紛争となり国際司法裁判所に勧告を求めた。国際司法裁判所はそこで、uti possidetis（ラテン語で現状承認）原則という言葉を使った。つまり、国際司法裁判所は、先進国が植民地時代に画定した行政区画を尊重することは、一見自決権に反するように見えるとしつつも、領土の原状維持が非植民地化の過程で重要であったと 述べ、矛盾しないと判断しました。この「独立達成時に存在していた国境線を尊重する」という考え方をウティ・ポシデティス*uti possidetis*原則というのである。

次は日本の領土問題についてみてみる。全体としては大きく三つある。つまりそれは、北方領土、竹島、尖閣諸島である。

・北方領土（国後、択捉、歯舞、色丹）

1855 年日露修好条約
1875 年樺太千島交換条約
1943 年カイロ宣言
1945 年ヤルタ協定
1945 年ポツダム宣言
1951 年対日平和条約
1956 年日ソ共同宣言
1993 年東京宣言

追加だが、1905年に日露戦争終結の条約として、「ポーツマス条約」が結ばれた。声によってロシアは、樺太の半分を日本に譲ることになった。また、なぜ1956年に日ソ共同宣言がなされているのかというと、51年のサンフランシスコ平和条約の段階では、ソ連は日本との講話に応じなかったからである。
1945年8月8日、ソ連は同年2月のヤルタ協定に基づき、日ソ中立条約を破棄し、日本に対し宣戦布告、8月9日より戦争状態に突入した。ソ連はれっきとした連合国の一員であるにもかかわらず、日本は日ソ中立条約の形式的な有効性に救いを求め、連合国との講和をソ連に依頼を試みて降伏を先延ばしにした挙句、この宣戦布告を招いたものである。8月14日に日本がポツダム宣言の受諾を決定した後、1945年8月28日から9月5日にかけてソ連軍は北方領土に上陸し占領した。1945年9月2日、日本は降伏文書に調印し、連合国の占領下に入った。千島・南樺太はソ連の占領地区とされた。
1952年サンフランシスコ講和条約発効により、日本は独立を回復したが、同条約にしたがって、南樺太・千島列島の領有権を放棄した。条約締結に先立つ1946年末から、日本は米国に対して 36冊に及ぶ資料を提出、日本の立場を説明している。この中の2冊は千島に関する事項であることが知られている。このような経緯があって、千島列島の範囲 が、日本に不利なように定義されなかったが、同時に、日本に有利なように定められることもなかった。
サンフランシスコ講和条約をソ連は調印しておらず、ソ連とは、1956年日ソ共同宣言に よって、国交が回復した。このとき、日ソ間では歯舞諸島・色丹島の返還で合意しようとする機運が生まれたが、米国が沖縄の米属領化をちらつかせて恫喝した ため、平和条約を締結することはできなかった。当時は、冷戦体制が構築されるプロセスの中にあり、イギリスとアメリカは日本がソ連と妥協することを望まなかった。結局日ソ平和条約は締結されず、締結後に歯舞諸島・色丹島をソ連が日本に引き渡すと記載された条文を盛り込んだ共同宣言で決着した。以後、実質的なロシアの実質的な領有状態のまま現在に至る。以下は北方領土周辺地図。

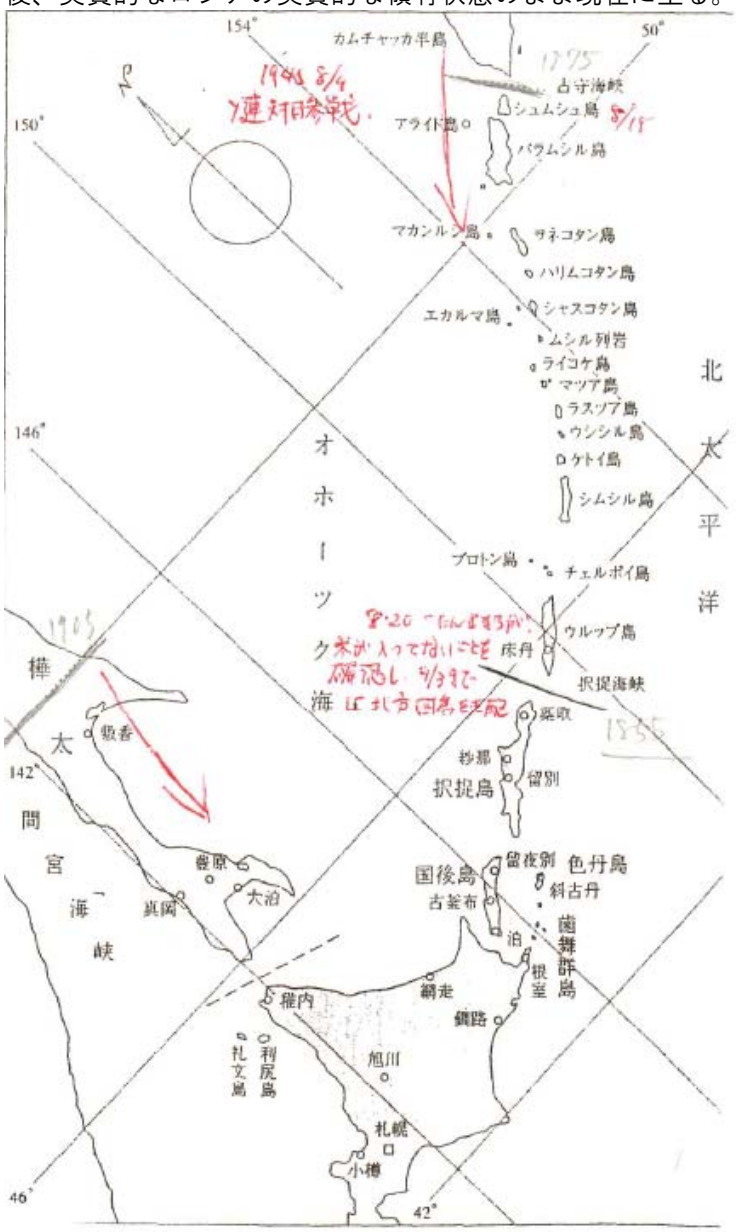

・竹島（韓国名：独島）
1905 年日本島根県に編入
1952 年韓国李承晩ライン
1965 年日韓基本関係条約
1998 年新日韓漁業協定

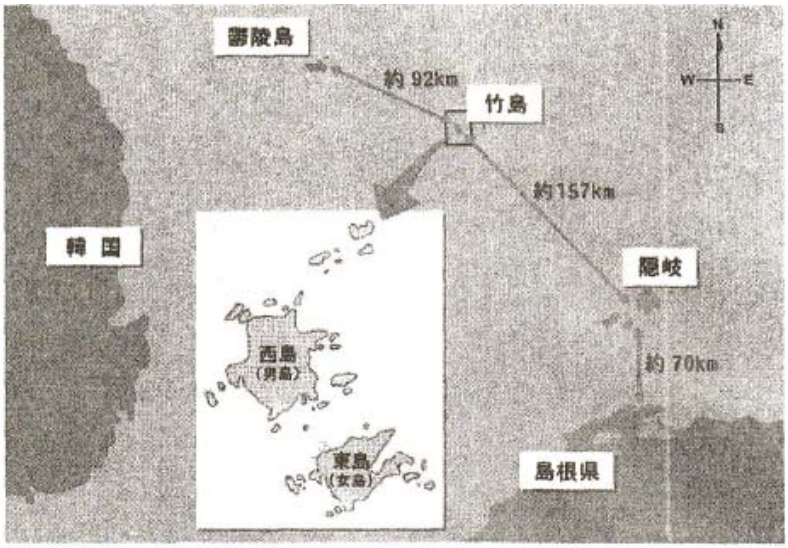

日本の敗戦後、GHQは竹島を沖縄や小笠原諸島と同様に、日本の行政権から外した。1952（昭和27）年4月に発効した「日本国との平和条約」、いわゆる「サンフランシスコ平和条約」の草案起草過程において、韓国は米国に対し、日本 が権利、権原及び請求権を放棄する地域の1つに竹島を加えるよう要求した。これに対し米国は、かつて竹島は朝鮮領土として扱われたことはなく、朝鮮に よって領有権が主張されたとも思われない旨回答し、この要求を受け入れまなかった。
1952（昭和27）年4月、連合国総司令部は「マッカーサー・ライン」を撤廃し、その直後には「サンフランシスコ平和条約」が発効しました。しかし、こ れに先立つ同年1月、李承晩韓国大統領は「海洋主権宣言」を行って、いわゆる「李承晩ライン」を国際法に反して一方的に設定し、そのライン内に竹島を取り 込みました。
韓国側の措置は、公海上における違法な線引きであり、また、竹島の領有権に関する我が国の立場と相容れないものである。これ以降、日本が竹島が日本の領土であることを裏付ける根拠等を提示しつつ、機会あるごとに韓国政府に対して抗議を重ねているという状況である。
1952（昭和27）年7月、日米安全保障条約の実施のために設立された日米合同委員会は、日米行政協定（当時）に基づき、在日米軍の使用する海上 演習及び訓練区域の1つとして竹島を指定した。この合同委員会の協議の対象となるのは「日本国内の施設又は区域」と規定されていてアメリカの立場としては、竹島が「日本国内の」施設又は区域として扱っているということがわかる。
1953（昭和28）年3月、日米合同委員会で竹島の演習区域からの解除が決定した。これにより、竹島での漁業が再び行われることとなったが、韓国人も竹島やその周辺で漁業に従事していることが確認された。同年7月には、不法漁業に従事している韓国漁民に対し竹島から撤去するよう要求 した海上保安庁巡視船が、韓国漁民を援護していた韓国官憲によって銃撃されるという事件も発生した。
翌1954（昭和29）年6月、韓国内務部は「韓国沿岸警備隊は、竹島を日本の侵略から守るため、駐留部隊を同島に急派した。」と発表。なお、 同年8月には、竹島周辺を航行中の海上保安庁巡視船が同島から銃撃され、これにより韓国の警備隊が竹島に駐留していることが確認されました。また、この際、韓国が竹島に灯台が建設していることを確認した。
この問題の平和的手段による解決を図るべく、1954（昭和29）年9月、我が国は韓国側に対してこの紛争を国際司法裁判所に付託することにつき提案した。しかし、同年10月、韓国側はこの提案を拒否。また、1962（昭和37）年3月の日韓外相会談の際 にも、我が国としては同様の提案を行いましたが、韓国側からは前向きな反応が得られなかった。そのようにして現在に

至る。

・尖閣諸島 清は無関心と主張。

1895 年国票建設閣議決定

1971 年中華民国・中華人民共和国声明

（領有宣言）19億 中国領海説。

1996 年灯台設置

この小さな諸島の領有権問題が浮上したきっかけは次の通りである。1968年10月12日から11月29日にかけて、日本、中華民国、韓国の海洋専門家が 中心となり、国連のアジア極東経済委員会(ECAFE)の協力の基に、東シナ海一帯にわたって海底の学術調査を行った。翌年5月、東シナ海の大陸棚には、 石油資源が埋蔵されている可能性があることが指摘された。これが契機になって、尖閣諸島がにわかに関係諸国の注目を集めることになったのだ。現にこの2年 後に、台湾と中国が相次いで同諸島の領有権を公式に主張している。石油があるとの発表が無ければ、これほど問題がこじれたとは考えにくい。

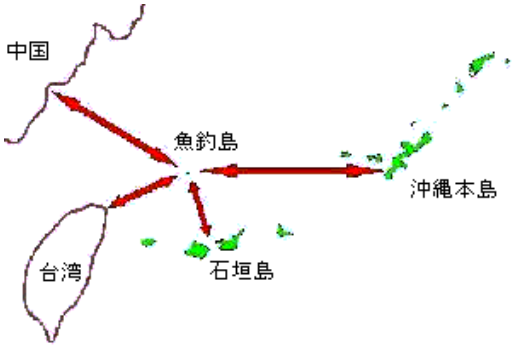

東シナ海でのガス田開発

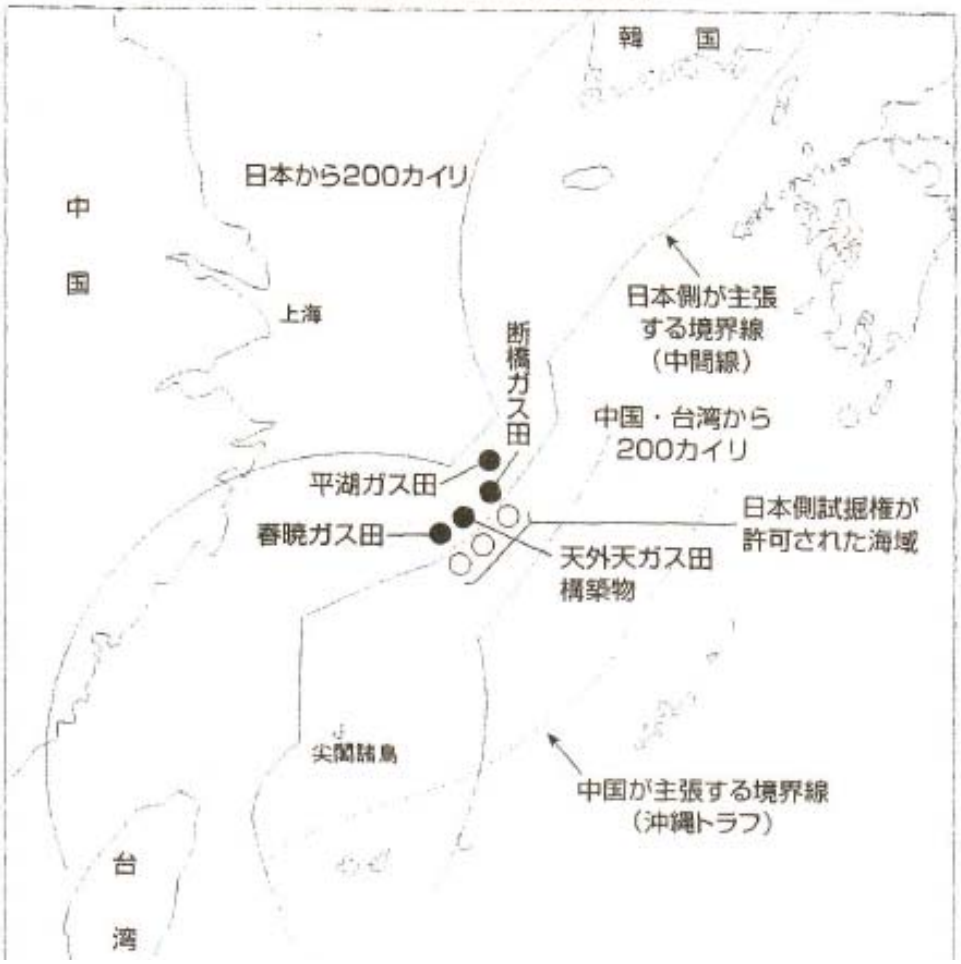

東シナ海でのガス田開発

1880年代後半から1940年にかけて日本人が建設した船着場や鰹節工場などがあったが、後に無人島となった。1971年に地下資源の可能性が確認されると、島嶼の領有権をめぐって、中華人民共和国中華民国が領有権を主張。
尖閣諸島は沖縄県石垣市に帰属している。中華人民共和国は台湾省宜蘭県に属すと主張している。
尖閣諸島にはこれまでに、指定暴力団住吉会系右翼団体・日本青年社が1978 年に魚釣島に灯台を建設以来、その灯台の保守管理をしてきた。2005年2月、日本政府より「魚釣島灯台を正式に海図に記載し、今後は国が灯台の管理をし ていきたい」との申し出がなされ、魚釣島灯台は国に移譲された。また、あまり知られていないことだが魚釣島には尖閣神社が建立されている。また、尖閣諸島防衛協会により、日の丸国旗のプレートが設置された。尚、北小島にも灯台がある。海上保安庁は、かつて魚釣島に仮設ヘリポートを設置していたが、中国政府の抗議により、撤去している。
尖閣諸島防衛協会発行の尖閣諸島写真集には興味深い資料がある。中華人民共和国発行の社会科地図で、地下資源が確認される以前の1970年の南西諸島の部には、はっきりと"尖閣諸島"と記載され、国境線も尖閣諸島と中国との間に引いてある。しかし、地下資源が確認された以後の1971年の南西諸島の 部では、尖閣諸島は"釣魚台"と記載され、国境線も日本側に曲げられている。これは中国の東シナ海への覇権確立と、資源の独占、収奪という目論見を如実に表している。

以上だが、ウェブページを参考にしているので、ちょっと偏りがあることは否めない。

海洋法

歴史 18C-19C 狭い領海と広い公海の二元体制に基づく公海自由原則が成立

1958 年ジュネーブ海洋 4 条約

1982 年国連海洋法条約（UNCLOS、1994 年発効）－日本は 1996 年に加盟

領海：沿岸国が基線から 12 海里を超えない範囲で設定する、沿岸国の主権が及ぶ水域

内水：沿岸に隣接する領海までの国家領域たる水域（国連海洋法条約 8 条）

領海の幅：12 海里（1 海里＝1,853m）（3 条）

通常基線（海岸の低潮線）（5 条）／直線基線（7 条）

国内法　1977 年領海法（1996 年領海接続水域法）

：特定海峡（宗谷、津軽、対馬東・西、大隅海峡）を除いて、12 海里

領海における無害通航権（17-19 条）

：沿岸国の平和・秩序・安全を害することなく領海を通航する権利で、すべての国の船舶が有するもの。

△軍艦の無害通航

接続水域

自国の領域に接続する水域（基線から 24 海里まで）で、沿岸国がその領土又は領海内での通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令違反の防止・処罰のために必要な規制を行うことができる水域（33 条）

排他的経済水域（EEZ：Exclusive Economic Zone）（55 条～）

沿岸国が基線から 200 海里を超えない範囲で、自由に設定できる水域

沿岸国は、海底の上部水域並びに海底およびその下の天然資源の探査・開発・保存・管理のための主権的権利を有する（56 条 1 項(a)）

内水について、領土沿岸部に設定された基線の内側に存在する全ての水域である。ここは沿岸国の完全な支配が認められる。 具体的には、国内河川、湖沼、運河、湾などが該当する。湾の場合、湾口が24海里未満の場合には、湾口を結んだ基線の内側が内水として認められ、24海里以上の場合には沿岸に沿って12海里までの水域が内水とされる。

接続水域について、記載してある「**規制**」についてだが、接続水域は**本質的には公海**であり、規制対象船舶は領海に侵入していない以上、違反行為の「**実行の着手**」**はまだ無い**と見るべきであることから、この「**規制**」**とは事実上の規制（検査、警告）・予防に留まり、強制措置（拿捕、逮捕）まで含まれない**と解されている（しかし接続水域を本質的に領土と見、沿岸国に排他的管轄権ありとする立場からの反対説がある）。この対立は、他国との**接続水域の境界線**をどう捉えるのかに影響する。

なお、この他に、沿岸国には、国内法令に違反したと疑うに足りる十分な理由のある外国船舶を、公海まで**継続して追跡**する権能（**継続追跡権**、right of hot pursuit）（海洋法条約第111条）も認められている（後述）。

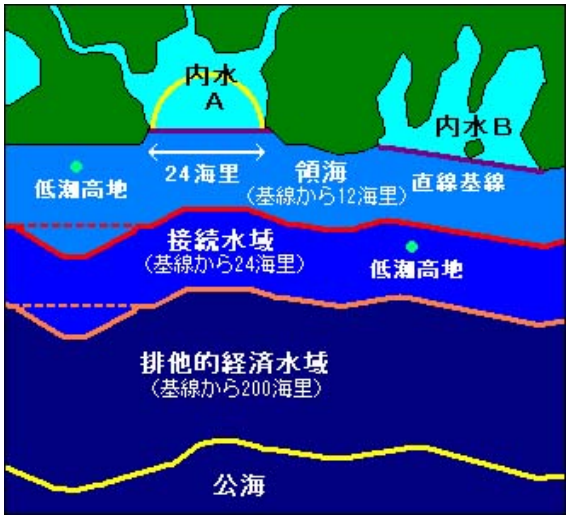

大陸棚（76 条～）

沿岸国の領海を越えてその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでの、又は大陸縁辺部の外縁が基線から 200 海里の距離まで延びていない場合には基線から 200 海里までの、海面下の区域およびその下のこと（76 条 1 項）

沿岸国は、当然にかつ宣言なしに、探査・天然資源の開発の主権的権利を有する。

国内法　1996 年排他的経済水域大陸棚法

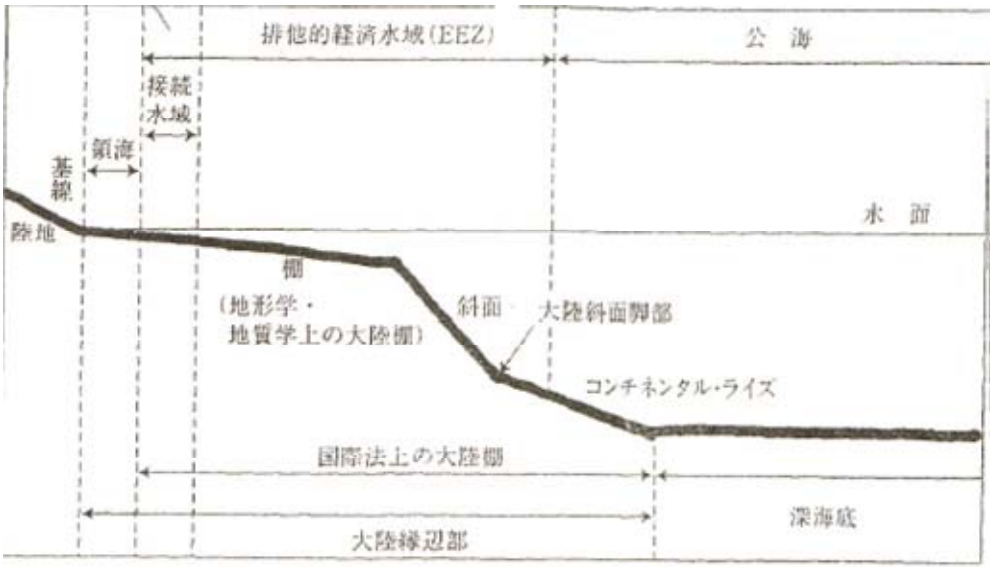

境界画定 ＊リビア＝マルタ大陸棚境界画定事件
（1985 年 6 月 3 日、ICJ）

隣国との境界画定については、**（１）等距離原則**と**（２）衡平原則**の２つの立場が対立していたが、国連海洋法条約はどちらとも明記しなかった。海洋法条約以前の1969年２月20日の**北海大陸棚事件（判例国際法37事件）**国際司法裁判決でも、**一義的な決定方法は無い**として、境界決定は「衡平の原則」に従い、かつ全ての関連ある状況を考慮にいれて、合意に基づいて行わなければならない、とした。

大陸棚の境界画定に関する有名な事件としては、1985年６月３日の**リビア・マルタ大陸棚事件（判例国際法41事件）**（国際司法裁判所判決）がある。これはリビアとマルタの間の大陸棚の境界の策定において両国が争ったものである。

境界確定については議論の多いところである。大陸棚条約によれば、大陸棚の境界確定は関係国の合意で決定し、合意のない場合には領海の基線上の最も近い点から等距離にある中間線を決定する、等距離基準により定めるとしている。しかし、ＩＣＪはその一般的な妥当性を否定する判決を出し（１９６９年北海大陸棚事件）、衡平原則に従い、かつ一切の関連事情を考慮し、合意によって決定するべきだとして、それ以降、チュニジア・リビア大陸棚事件やリビア・マルタ大陸棚事件などでも採用された。国連海洋法条約８３条では、この衡平原則は明記されなかったものの、境界確定に対する特別の基準を定めず、合意という国家実行を通して今後の国際法による基準の確認や発展 の余地を残している。ただ合意の目標として「衡平な解決」の達成が書かれていることから、各国の国内法による一方的な確定を排除して、衡平原則に有利な推定が与えられていると言える。

公海（86 条～）
領海、内水、EEZ、群島水域を除いた海洋の全部で、
国は領有や排他的支配ができない
公海自由の原則（87 条）
船舶の旗国主義　原子力船舶
臨検（110 条）　海上犯罪の取締り―海賊、船舶の
不法奪取、奴隷輸送、無許可放送、
国旗の乱用と無国籍船、麻薬・向精神剤の不正取引
沿岸国の追跡権（111 条）

公海自由の原則（国際海洋法条約84条）
1 公海は、沿岸国であるか内陸国であるかを問わず、すべての国に開放される。公海の自由は、この条約及び国際法の他の規則に定める条件に従って公使される。この公海の自由には、沿岸国及び内陸国のいずれについても、特に次のものが含まれる。（以下省略）

臨検について（国際海洋法条約110条）
第百十条臨検の権利
１　条約上の権限に基づいて行われる干渉行為によるものを除くほか、公海において第九十五条及び第九十六条の規定に基づいて完全な免除を与えられ ている船舶以外の外国船舶に遭遇した軍艦が当該外国船舶を臨検することは、次のいずれかのことを疑うに足りる十分な根拠がない限り、正当と認められない。
（ａ）当該外国船舶が海賊行為を行っていること。
（ｂ）当該外国船舶が奴隷取引に従事していること。
（ｃ）当該外国船舶が許可を得ていない放送を行っており、かつ、当該軍艦の旗国が前条の規定に基づく管轄権を有すること。
（ｄ）当該外国船舶が国籍を有していないこと。
（ｅ）当該外国船舶が、他の国の旗を掲げているか又は当該外国船舶の旗を示すことを拒否したが、実際には当該軍艦と同一の国籍を有すること。

沿岸国の追跡権について（国際海洋法条約１１１条）
沿岸国の権限のある当局は、外国船舶が自国の法令に違反したと信ずるに足りる十分な理由があるときは、当該外国船舶の追跡を行うことができる。この追跡 は、外国船舶又はそのボートが追跡国の内水、群島水域、領海又は接続水域にある時に開始しなければならず、また、中断されない限り、領海又は接続水域の外 において引き続き行うことができる。領海又は接続水域にある外国船舶が停船命令を受ける時に、その命令を発する船舶も同様に領海又は接続水域にあることは 必要でない。外国船舶が第三十三条に定める接続水域にあるときは、追跡は、当該接続水域の設定によって保護しようとする権利の侵害があった場合に限り、行 うことができる。

cf. 防空識別圏（ADIZ: Air Defense Identification Zone）
：航空機の識別を容易にし、領空侵犯に実効的に対処すること等を目的として、領空に近接する EEZ・公海上空に設定される特別の空域（国内法に基づく）
例）米国（1950 年）、日本、英国、カナダ等が設定

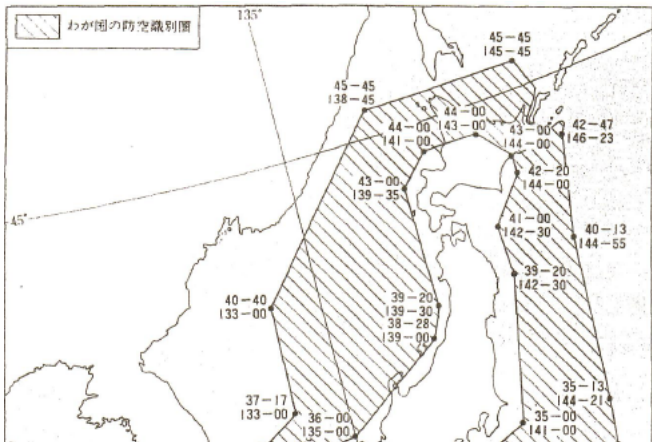

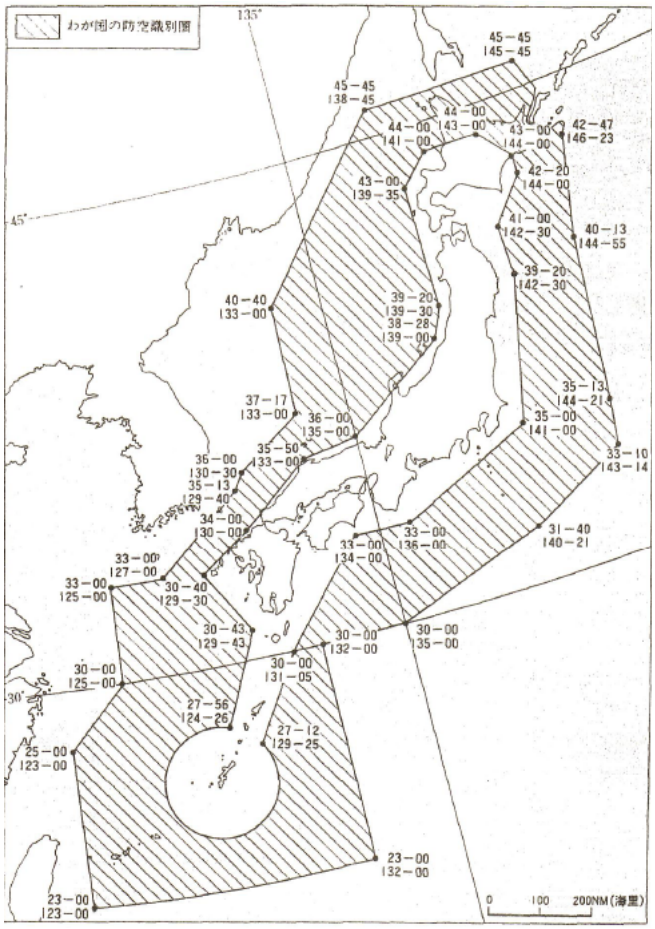

国際海峡：国際航行に使用される海峡　通過通航制度
群島水域：群島外側の島を結んだ群島基線の内側の水域
深海底（133 条～）：国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の
　海底及びその下　「人類の共同の財産」
　国連海洋法条約第 11 部実施協定（1994 年）

国際海峡（こくさいかいきょう）とは、国連海洋法条約によって定義された国際航行を、定められた範囲で自由に行える海峡のことである。定義は公海又は排他的経済水域の一部分と公海又は排他的経済水域の他の部分との間にある国際航行に使用されている海峡（国連海洋法条約第3部2節37条）である。国連海洋法条約により、条約発効事前は3海里だった沿岸国の領海が12海里に拡大されることになった（一部国家ではすでに12海里であった）。そのため、今まで公海上であったため自由通航可能だった海峡が領海内になり、航空機は領海上のため飛べなくなり、船舶は無害通航しかできなくなる。そのため、同条約では定義された重要海峡での通過通行権を与えた。また通過通航制度とは、定義された海峡での迅速な通過を行う場合のみ航行および上空通過を認めるものである。

群島水域
群島（archiperago）は、多くの**島**が近接して存在し、自然の地理的単位をなしているものを言う。**群島国**は、群島の最も外側の島・干礁の最も外側の点を結ぶ直線の**群島基線**（archipelagic baselines）を設定できる。もっとも、基線の引き方については、いくつかの制限があるが。そして、群島汽船に囲まれた水域を群島水域というのである。**群島基線**の**外側**は領海、接続水域及び経済水域になる。

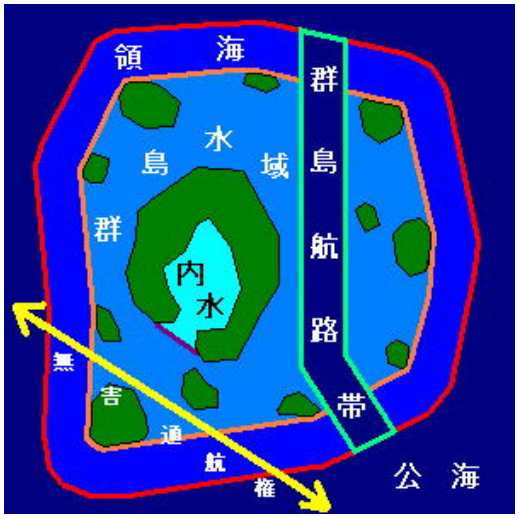

深海底について、下図を見る。

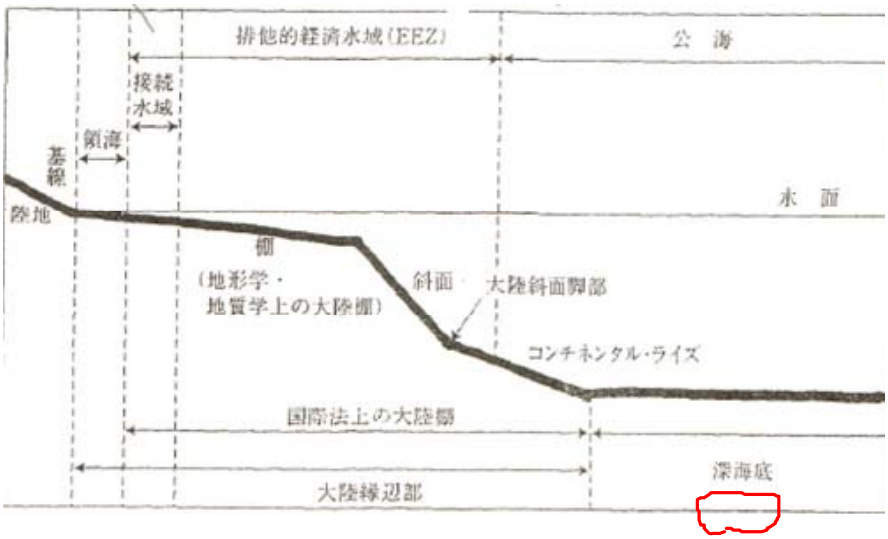

海洋環境の保護及び保全（192 条～）
　船舶起因汚染、海洋投棄　海上起因汚染
海洋の科学的調査（238 条～）
海洋技術の発展及び移転（266 条～）
紛争の解決（279 条～）紛争解決義務

国際海洋法裁判所規程
＊みなみまぐろ事件（豪・NZ 対 日本）
　1993 年みなみまぐろ保存条約（上記 3 国が当事国）
　1999 年 8 月 25 日 国際海洋法裁判所暫定措置命令
　2000 年 8 月 4 日　仲裁裁判、管轄権を否定

ミナミマグロの調査漁獲をめぐって日本と豪・ニュージーランド（NZ)の間で見解の相違があり、日本はこれをみなみまぐろ保存条約上の紛争だととらえたの に対し、豪・NZは国連海洋法条約（UNCLOS）上の紛争だと主張し、UNCLOSに則ってITLOSに訴えたという事件である。ITLOSの暫定措置で は豪・NZの主張が認められ、日本の調査漁獲は商業漁獲枠内で行うべきとの命令が下され、日本は事実上敗北するが、その後の国連海洋法仲裁裁判判決では 同裁判所の管轄権を認めず、また、先のITLOSの暫定措置も無効とした。最終的には日本の主張が受け入れられたのである。要は、条約に従って、交渉で解決してゆくべきであるということである。